

□大野地区公民館規約

平成 26 年 4 月 1 日施行

令和 3 年 6 月 25 日一部改正

令和 7 年 3 月 25 日一部改正

□大野地区公民館

□大野地区公民館規約

(名 称)

第1条 本公民館は、□大野地区公民館（以下「公民館」という。）という。

(事務所)

第2条 公民館は、事務所を□大野区事務所内（京丹後市大宮町□大野889番地）に置く。

(目 的)

第3条 公民館は、大宮町□大野区規約（以下「区規約」という。）第2条に規定する区域内に住所を有する個人（以下「区民」という。）の親睦を深めるとともに、より良い地域づくり、区民の自治意識の高揚を目指し、福祉、体育、教育、文化の増進に寄与することを目的とする。

(構 成)

第4条 公民館の構成員は、区民をもって構成する。

(事 業)

第5条 公民館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公民館委員の研修及び養成に関すること。
- (2) 講演会、講習会、研究会、懇談会等を開催すること。
- (3) 体育、文化等に関する事業を開催すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事業。

(役 員)

第6条 公民館に次の役員を置く。

- (1) 館 長 1名
- (2) 主 事 1名
- (3) 運営委員 6名
- (4) 会 計 1名
- (5) 代表委員 5名
- (6) 監査員 区規約第10条第5号に規定する者が兼務する。

(役員の選出)

第7条 公民館 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 館長及び主事は、区民から運営委員が推薦し、区長が任命する。
- (2) 会計は、委員の中から互選する。
- (3) 代表委員は、各町内の委員から1名を互選する。
- (4) 運営委員は、町内会長・区長とし、区長はアドバイザーとする。

(委員の選出)

第8条 委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 委員は、区民から町内会長が推薦し館長が任命する。
- (2) 委員の数は、おおむね1町内4名から8名までとする。

(専門部の設置)

第9条 公民館の事業を円滑に推進するため専門部を置くことができる。

- (1) 体育部・文化部等
- (2) 各部の部長は所属部で互選する。

(役員及び専門部の任務)

第10条 公民館の役員及び専門部の任務は次のとおりとする。

- (1) 館長は、公民館を代表し、公民館業務を統括する。
- (2) 主事は、館長を補佐し公民館の企画推進及び庶務にあたるとともに、館長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、公民館の会計を行う。
- (4) 代表委員は、公民館の事業運営の各種計画について調整する。
- (5) 運営委員は、公民館の総括に係る事業運営を行う。
- (6) 監査員は、会計の監査を行う。
- (7) 専門部は、独自に計画を立案し特色のある事業を行う。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は次のとおりとする。

- (1) 館長、主事及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 館長及び主事が、職を辞する場合は当該年度の1月31日までに区長に申し

出るものとする。

- (4) 会計、代表委員、及び委員が職を辞する場合は、前項に準じ館長に申し出るものとする

(会 議)

第12条 公民館の会議は、役員会、委員会、運営委員会及び専門部会とする。

- (1) 役員会は、館長、主事、会計及び代表委員で構成し、必要に応じて館長が招集する。
- (2) 委員会は、役員会及び委員で構成し、必要に応じて館長が招集する。
- (3) 運営委員会は、運営委員、館長及び主事で構成し、必要に応じて館長が招集し、次の事項について審議を行う。
- ① 事業計画及び予算に関すること
 - ② 事業報告及び決算に関すること
 - ③ 規約の制定、改廃に関すること
 - ④ 専門部の設置に関すること
 - ⑤ その他管理・運営上の重要な事項
- (4) 議決を要する事項は、区規約第16条に規定する審議会において決定する。
- (5) 専門部会は必要に応じて部長が招集し、館長もしくは主事が出席する。

(手 当)

第13条 役員に手当を支給することができる。

- (1) 館長、主事、会計及び代表委員の手当ては別に定める額とする。

(経 費)

第14条 公民館の経費は交付金、補助金、寄附金、参加費、その他の収入をもって充てる。

(書類及び帳簿の備付)

第15条 公民館は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿類を備え付けておかなければならない。

- 2 次の1号は永年保存、3～6号は当該年度閉鎖後10年間保存しなければならない。

- (1) 公民館規約及び財産管理台帳

- (2) 役員等の名簿
- (3) 事業計画及び予算書
- (4) 事業報告及び決算書
- (5) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (6) その他館長が必要と認めた書類

(事業及び会計年度)

第16条 公民館の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第17条 この公民館規約を変更したときは、公民館長から大宮町区長協議会に報告しなければならない。

(附 則)

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 主事の任期は平成26年度に限り、平成27年3月31日までとする。

(附 則)

- 1 この規約は、令和3年6月25日から施行し令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規約は、令7年3月25日に一部改正し令和7年4月1日から施行する。